

## 甲賀市消防団条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

少子高齢化が進展している社会情勢の中で、消防団員の確保を図るための対応の一つとして、定年制度の撤廃等の検討が消防庁長官通知などにおける助言として示されています。

これを踏まえ、本市消防団と協議を重ねた結果、消防団員の定年を令和4年度末で撤廃したいことから、甲賀市消防団条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

(1) 消防団員の定年を廃止するため、第9条を削ります。

ア 基本団員 65歳

イ 支援団員 70歳

【第9条関係】

(2) この条例は、令和5年3月31日から施行します。

【付則関係】